

西宮市更生保護にかかる市長表彰等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、更生保護にかかる市長表彰等について、必要な事項を定める。

(表彰等の基準)

第2条 表彰等の基準は、次のとおりとする。

- 2 市長表彰等は個人を対象とする。
- 3 表彰等は、次に掲げる区分、要件のとおりとする。

(1) 市長表彰

特別功労者（保護司として、20年以上在職の者（4月1日現在、（2）も同じ））

(2) 市長感謝

永年勤続（保護司として、10年以上在職の者）

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、関係団体からの推薦に基づき、市長が決定する。

(表彰等の時期等)

第4条 表彰等の期日は、推薦団体が主催する総会等において実施するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰等に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。